

学校法人会計について

1. 学校法人会計基準改正

平成 27 年度から学校会計基準が改正され、これまでの「資金収支計算書」、「消費収支計算書」及び「貸借対照表」の基本三表は、「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」及び「貸借対照表」へと変更されました。

「資金収支計算書」及び「貸借対照表」については、基本的な考え方に大きな変更はなく、勘定科目の名称、表示方法が変更された程度ですが、新たに資金収支計算書に基づき作成される「活動区分資金収支計算書」の作成が義務付けられました。

「消費収支計算書」は、「事業活動収支計算書」へと名称が変更され、様式も大きく変わりました。従来の「消費収支計算書」は、消費収入と消費支出の均衡状況を明らかにするもので、全体の収支バランスを把握する様式でした。これに対して、「事業活動収支計算書」は、当該会計年度の事業活動ごとの成果を明らかにするために、収支を経常的なものと臨時的なものに区分しています。経常的な収支は、さらに「教育活動収支」と「教育活動外収支」とに分けています。「教育活動収支」は学生生徒等納付金や人件費、教育研究経費など、本業の教育研究活動における経常的な収支を示し、受取利息・配当金や借入金等利息のような財務的な活動は「教育活動外収支」として示すことを目的としています。臨時的な収支である「特別収支」では、施設設備に係る補助金・寄付金や資産処分差額など、臨時的な収支を表そうとするものです。

改正学校法人会計基準は、このように、それぞれの事業活動ごとの収支状況を明確にすることで、「一般にわかりやすく」そして「経営判断に一層資する」ことを改正の目的としています。

2. 学校法人会計

学校法人は教育研究活動を第一の目的とし、経費の大部分を学生からの学生生徒等納付金、寄付金および補助金などで賄う、極めて公共性の高い法人です。営利企業とは異なり、学校法人は利益の獲得を主目的とするものではありません。そのため、学校法人会計では、収支の均衡状態および財政状態を正確に把握し、公共性の高い法人としての永続性を確認することが主な目的になっています。

3. 計算書の種類

(1)-1 資金収支計算書

資金収支計算書は、当該会計年度の諸活動に対応する全ての収入及び支出の内容並びに、当該会計年度における支払資金（現金預金）の収入及び支出の顛末を明らかにするために作成される計算書です。

(1)-2 活動区分資金収支計算書

活動区分資金収支計算書は、資金収支計算書に基づき、その決算額を 3 つの活動（教育活動・施設設備等活動・その他の活動）に区分し、活動ごとの現金預金の流れを明らかにします。

「教育活動収支」では、キャッシュベースでの本業の教育活動の収支状況を見ることができ、「施設設備等活動収支」では、当年度に施設設備の購入があったか、財源がどうだったかをみることができます。「その他の活動収支」は、借入金の収支、資金運用の状況等、主に財務活動を見ることができます。

なお、活動区分資金収支計算書の作成に当たっては、学校法人における活動は教育活動による収支が中心という考え方から、「施設設備等活動による資金収支」及び「その他の活動による資金収支」以外の収支を広く「教育活動による資金収支」として計上することになっています。

(2) 事業活動収支計算書

事業活動収支計算書は、旧基準の消費収支計算書に当たるもので、表示方法以外の基本的な考え方は大きく変わっていません。事業活動収入は、事業活動に伴う純資産の増加額であり（旧基準の「帰属収入」に該当）、事業活動支出は、事業活動に伴う純資産の減少額を示すものです。

表示方法は、当該会計年度の事業活動ごとの成果を明らかにするために大幅に変更され、事業活動収支を経常的なものと臨時的なものに区分しています。経常的な収支は、さらに「教育活動収支」と「教育活動外収支」とに分けています。具体的には、大きく「教育活動収支」「教育活動外収支」「特別収支」の活動に区分されます。この3つの活動区分のそれぞれに「事業活動収入の部」「事業活動支出の部」が設けられ収入及び支出が計上されて「教育活動収支差額」「教育活動外収支差額」の合計として「経常収支差額」が計算されます。続いて「経常収支差額」と「特別収支」で計算された「特別収支差額」の合計として「基本金組入前当年度収支差額」が計算されます。さらに別途計算された「基本金組入額合計」を「基本金組入前当年度収支差額」から控除した額として「当年度収支差額」を導きます。

各活動収支に計上される内容は、「教育活動収支」は、学生生徒等納付金や人件費、教育研究経費など、本業の教育研究活動における経常的な収支を示し、受取利息・配当金や借入金等利息のような財務的な活動は「教育活動外収支」として示しています。臨時的な収支である「特別収支」では、施設設備に係る補助金・寄付金や資産処分差額など、臨時的な収支を示しています。

なお、事業活動収支計算書の作成に当たっては、「教育活動収支」には経常的な事業活動収支のうち「教育活動外収支」以外の収支を計上することになっています。

(3) 貸借対照表

当該年度末における学校法人の財政状態（運用形態と調達源泉）を明らかにするものです。

資金収支計算書・事業活動収支計算書は当該会計年度の情報であるのに対し、貸借対照表は学校法人の設立から当該会計年度末までの累積の結果を表しているものともいえます。

「基本金の部」と「消費収支差額の部」を合わせて「純資産の部」とすることとし、「資産の部」に計上される保有資産に対して、その調達源泉（自己資金もしくは他人資金）を明確にするものです。

4. 各計算書類の科目

(1) 資金収支計算書

《収入の部》

☆学生生徒等納付金収入

- 授業料・入学金・実習費・施設設備資金等、学生から納付される学費収入です。

☆手数料収入

- 入学検定料・各種証明書のための発行手数料や追試験検定料などの収入です

☆寄付金収入

- 企業・団体・個人からの寄付金収入です。

☆補助金収入

- 国、地方公共団体及びこれに準ずる機関から交付される補助金収入です。

☆受取利息・配当金収入

- 第3号基本金引当特定資産運用収入、その他の受取利息・配当金収入です。
*第3号基本金引当特定資産運用収入とは、第3号基本金に対応する運用収入です。
(第3号基本金については、基本金の項目参照)

☆資産売却収入

- 有価証券等の金融資産や不動産等の売却収入です。

☆付随事業・収益事業収入

- 外部から委託を受けた研究費、公開講座等の受講料収入等です。

☆雑収入

- 学校法人に帰属する上記以外の収入です。

☆前受金収入

- 翌年度入学の学生にかかる学生生徒等納付金収入やその他の前受による収入です。

☆その他の収入

- 各種特定資産から繰入収入や貸付金回収収入、預り金等の収入です。

☆資金収入調整勘定

- 当年度の資金収入として計上したが、期末において期末入金のもの、及び、前年度以前に入金になっていたが、当年度の収入に計上した資金収入について、支払資金（現金預金）の残高に合わせるために調整する勘定です。

☆前年度繰越支払資金

- 前年度より繰り越されている現金預金の額です
(貸借対照表の現金預金の前年度末に一致します)

《支出の部》

☆人件費支出

- 教職員、役員に対する本俸、報酬、期末手当、その他手当、所定福利費、退職金等です

☆教育研究経費支出

- 教育研究のために要する消耗品費、光熱水費、旅費交通費、奨学金等の経費です。

☆管理経費支出

- ▶ 教育研究経費以外の消耗品費、光熱水費、旅費交通費、広報費等の経費です。

☆施設関係支出

- ▶ 土地、建物等の取得に伴う支出です。

☆設備関係支出

- ▶ 機器備品、図書等の取得に伴う支出です。

☆資産運用支出

- ▶ 運用目的の有価証券を購入する際や特定資産に繰り入れる際に計上する額のことです。

☆その他支出

- ▶ 貸付金、仮払金等の上記支出以外の支出です。

☆予備費

- ▶ 予算化されていない突発的な事象に対応するために計上するものです。

☆資金支出調整勘定

- ▶ 当年度の資金支出として計上したが、すべきだが未だ支出していないもの、反対に当年度の支出として計上すべきだが前年度以前に支払っていたものを計上し、現金預金の額を調整する勘定です。

☆次年度繰越支払資金

- ▶ 当年度の資金収入・資金支出が確定した時点での現金預金の残高のことで、同額の現金預金が次年度に繰り越されます。(貸借対照表の現金預金の本年度末に一致します)

(2) 事業活動収支計算書

事業活動収支計算書では、現金預金の動きに関わらず、資産の増減（負債増減を含む）となる収入・支出が集計されます。

計上科目は、現金預金と連動するものも多く、それらは資金収支計算書の科目とほぼ同じになります。資金収支計算書科目の説明と重複しないもののみ説明します。

《事業活動収入の部》

☆寄付金

- ▶ 資金収支の「寄付金収入」に土地、建物、物品等、現物で寄贈された受贈額（現物寄付）を加えた額で「教育活動収支」に計上されます。

☆資産売却差額

- ▶ 資産売却収入が、当該資産の帳簿残高を超えた場合、その超過額（いわゆる売却益）で、「特別収支」に計上されます。

《事業活動支出の部》

☆人件費

- 資金収支の人件費（退職金支出を除く）に退職給与引当金外等の退職金、退職引当金繰入額を加算した額です。

☆資産処分差額

- 資産が帳簿価額以下の額で売却されたとき、その差損額（いわゆる売却損）で、「特別収支」に計上されます。

《基本金組入額合計》

- 第1号から第4号までの基本金組入額の合計です。

(3) 貸借対照表

[資産]

☆有形固定資産

- 土地・建物・構築物・機器備品・図書等の形のある資産です。

☆特定資産

- 第2号基本金引当特定資産、第3号基本金引当特定資産、退職給与引当特定資産等、用途が特定されている預金や有価証券等の資産です。

＜基本金については、別途説明＞

☆その他の固定資産

- 電話加入権等の無形固定資産や返済期限が貸借対照表日後1年を超えて到来する長期貸付金等の長期債権、1年を超えて保有する有価証券等の資産です。

☆流動資産

- 現金預金、未収金、短期貸付金、前払金等、1年以内に換金もしくは回収することのできる資産です。

[負債]

☆固定負債

- 長期借入金等返済期限が1年を超える長期債務、退職給与引当金等の負債です。

☆流動負債

- 短期借入金、未払金、前受金など1年以内のうちに返済すべき負債です。

5. 基本金

学校法人が諸活動の計画に基づき、必要な資産を継続的に保持することを要求されていることから、基本金対象資産として定められた資産相当額は、事業活動収入の中から明確に区分し、事業活動支出に充てるべきでないという学校法人会計の基本的な考え方に基づく会計処理です。

この考え方から、基本金は、事業活動収入（借入金等のように学校の負債となる収入以外の収入）

から基本金対象となる資産相当額を「基本金組入額合計」として「基本金組入前収支差額」から控除して組入れ、その結果として「当年度収支差額」が計算されます。したがって、事業活動収支計算においては、事業活動収入から基本金組入額合計を控除しても、なお事業活動支出と均衡することが求められます。

そのため、固定資産の取得が借入金や未払金による場合は、その取得財源が事業活動収入に含まれないため、取得年度では、基本金組入れの対象とならず、翌年度以降の事業活動収入から借入金の返済や未払金の支払いの都度、相当額を組入れることになっています。

なお、基本金は事業活動収入から組入額を計算するため、もし「基本金組入前収支差額」がマイナスであっても組み入れなければなりません。

☆第1号基本金

- ▶ 自己資金で取得した校地、校舎、教育用機器備品、図書等の固定資産取得額に相当するものです。

☆第2号基本金

- ▶ 将来取得する固定資産に充てるために、事前に計画的・段階的に積み立てる資産の相当額です。学校法人の意思決定に基づく将来計画に従って組入れられます。

☆第3号基本金

- ▶ 奨学基金、研究基金等、基金として継続的に保持し運用する預金、有価証券の相当額です。各基金の運用果実は、基金の設立目的に応じて教育・研究活動に充てられます。

☆第4号基本金

- ▶ 学校法人の円滑な運営に必要な運転資金として恒常的に保持する資産の額です。恒常的に保持する資産の額は、文部科学大臣の指定する方法により計算されますが、人件費（退職給与引当金繰入額を除く）、経費（減価償却費を除く）、借入金等利息の額を計算の基礎として算出します。

以上のように、基本金には、必ず対応する資産がありますが、基本金自体は何らの資産ではありません。基本金は、学校が継続して維持すべき資産を概念的に金額で表した規模ということになります。